令和4年第1回周防大島町国民健康保険運営協議会会議録

- 1 開催日 令和4年2月21日 月曜日 午後2時00分から3時00分まで
- 2 開催場所 たちばなケアプラザ 会議室
- 3 審議事項
 - (1)審議事項
 - ① 令和4年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算原案(骨子案)について (諮問議案)
 - (2) その他

4 出席状況

出席委員 (10 名出席)

被保険者代表委員	松岡	宏和	被保険者代表委員	福田	美則
被保険者代表委員	吉國	公代	被保険者代表委員	榎本	俊哉
保険医薬剤師代表委員	中村	瑞美	保険医薬剤師代表委員	岩重	秀二
公益代表委員	中元	みどり	公益代表委員	藤田	勝也
公益代表委員	木村	昭彦	公益代表委員	吉村	忍
毎日のため出席した者の職氏名 (町側)					

説明のため出席した者の職氏名(町側)

中村 晴彦 健康福祉部長 近藤 晃 税務課長 健康増進課長 大久保 晴美 健康増進課班長 地田 幸代 健康増進課班長 西村 寿海 健康増進課主事 河村 亮

欠席委員 (2名欠席)

保険医薬剤師代表委員 野村 壽和 保険医薬剤師代表委員 安本 忠道

5 議事内容

大久保課長 ただいまより令和4年第1回周防大島町国民健康保険運営協議会を開催させ ていただきます。本日は、お忙しい中、本協議会にご出席をいただきましてありがとうご ざいます。

それでは、開会に当たりまして、藤本町長がご挨拶を申し上げます。

藤本町長 本日は、お忙しい中、本年、第1回目の国保運営協議会にご出席をいただきま して誠にありがとうございます。本町健康福祉行政の推進につきましては、平素から格別 のご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

また、皆様方におかれましては、このたび、本協議会委員の一斉改選に際しまして、新 たに町国保運営協議会委員としてご就任をいただき、衷心より厚くお礼申し上げます。後 ほど、代表の方に委嘱状を交付させていただきますが、本町国保事業の円滑な運営に向け 必要な審議、調整等にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、平成30年度の国保(財政)の県単位化後、間もなく4年が経過しつつあるところでございます。

本町では、県単位化前の平成 22 年度から平成 27 年度までは、決算補填目的の法定外繰入金により、町国保財政の収支均衡を保ってまいりましたが、近年は黒字収支となっているところでございます。

しかしながら、被保険者数は年々減少し、逆に一人当たりの医療費につきましては年々増加する傾向にあることから、近い将来、やがて収支のバランスが取れなくなり、これまでどおりの公費負担額、あるいは保険税収納必要額では、賄いきれない事態も発生する恐れがあるものと推測されることから、剰余金については、歳入不足等不測の事態に備え、あらかじめ町国保基金へ積立てを行っているところでございます。

町国保基金を取崩してもなお、収支均衝が保てない場合におきまして、その補填のため 法定外の繰入等を行なったときは、各保険者において、赤字削減・解消計画の策定が必要 とされ、また、国から交付される「保険者努力支援交付金」も大幅に減額されるなど、財 源的にも大きな影響が及ぶこととなっております。

また、国民健康保険を健全に運営する上では、保険料(税)負担の平準化を図ることが 重要であり、県国保運営方針においても、将来的には、県統一の保険料率を目指す旨、調 整が進んでいると聞き及んでいるところでございます。

本日、諮問させていただきます来年度の当初予算原案(骨子案)につきましては、更なる保険者機能の強化に向け、健康の維持・増進に係る国保保健事業の取組の拡充を図るべく、計上しているところでございまして、諮問議案の詳細につきましては、後ほど担当の方から説明をさせていただきますが、率直なご意見等をお願いいたしたいと考えております。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

大久保課長 それでは、会議次第に従いまして、委員の皆様に委嘱状を交付いたします。 委嘱状は、代表して、松岡宏和様にお受け取りいただきます。なお、他の委員様には、 大変失礼とは存じますが、予め机上に委嘱状をお配りさせていただいておりますので、ご 確認くださいますようお願いいたします。

それでは、松岡委員様、前の方へお進みください。

藤本町長 委嘱状、松岡宏和様。周防大島町国民健康保険運営協議会委員を委嘱します。 任期は、令和4年1月1日から令和6年12月31日までといたします。

令和4年1月1日、周防大島町長、藤本淨孝。

どうぞよろしくお願いいたします。

大久保課長 ありがとうございました。それでは、ご就任いただきました委員の皆さま方をご紹介いたします。会議次第 2 ページに名簿を掲載しておりますが、この順番でご紹介をさせていただきます。名簿番号 1 番、被保険者を代表する委員、松岡委員様。

松岡委員 よろしくお願いします。

大久保課長 名簿番号2番、被保険者を代表する委員、福田委員様。

福田委員 よろしくお願いします。

大久保課長 名簿番号3番、被保険者を代表する委員、吉國委員様。

吉國委員 よろしくお願いします。

大久保課長 名簿番号4番、被保険者を代表する委員、榎本委員様。

榎本委員 榎本です。よろしくお願いします。

大久保課長 名簿番号 5 番、保険医保険薬剤師を代表する委員、野村委員様におかれましては、あらかじめ本日欠席のご連絡をいただいております。名簿番号 6 番、保険医保険薬剤師を代表する委員、安本委員様におかれましては、あらかじめ本日欠席のご連絡をいただいております。名簿番号 7 番、保険医保険薬剤師を代表する委員、中村委員様。

中村委員 中村でございます。よろしくお願いします。

大久保課長 名簿番号8番、保険医保険薬剤師を代表する委員、岩重委員様。

岩重委員 よろしくお願いします。

大久保課長 名簿番号9番、公益を代表する委員、中元委員様。

中元委員 中元でございます。よろしくお願いいたします。

大久保課長 名簿番号 10番、公益を代表する委員、藤田委員様。

藤田委員 よろしくお願いします。

大久保課長 名簿番号 11 番、公益を代表する委員、木村委員様。

木村委員 木村です。よろしくお願いします。

大久保課長 名簿番号 12番の公益を代表する委員、吉村委員様。

吉村委員 よろしくお願いします。

大久保課長 以上の方々でございます。よろしくお願いいたします。

なお、町長は、所用により、ここで退席をいたします。

大久保課長 続きまして、国保運営協議会の事務局であります健康福祉部健康増進課の職員及び国保税を所管しております総務部税務課の職員を紹介させていただきます。

近藤部長 健康福祉部長の近藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

中村課長 税務課長の中村と申します。よろしくお願いいたします。

大久保課長 健康増進課長の大久保と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

西村班長 健康増進課医療保険班班長の西村と申します。よろしくお願いします。

地田班長 健康増進課健康づくり班班長の地田と申します。よろしくお願いいたします。

河村主事 健康増進課医療保険班河村と申します。よろしくお願いいたします。

大久保課長 引き続き、本日の出席状況を報告いたします。

あらかじめ、野村委員様、安本委員様の欠席の通知を受けており、本日の出席者数は 10 名です。協議会規則第4条第3項により、委員定数 12名の半数6名以上の出席がありますので、本協議会が成立していることをご報告いたします。

続きまして「会長及び職務代理者の選出」に入らせていただきます。

会議次第3頁の協議会規則第3条第1項に、「協議会に会長1人を置き、公益を代表する

委員のうちから全員がこれを選挙する。」となっております。また、同条第2項におきまして「会長に事故があるときは、前項の規定に準じ、選挙された委員がその職務を代行する。」となっておりますので、会長及び職務代理者を選出したいと思います。事務局といたしましては、指名推薦の方法により選出をお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。(異議なしの声)

異議なしという発言がございますので、会長の選出につきまして、委員様からの指名推 薦の方法によるものといたします。

それでは、ご推薦をお願いします。

委員 町連合婦人会長の中元委員さんにお願いしたいと思います。よろしくお願いします。 **大久保課長** ただいま中元委員様を推薦するとのご発言がございましたので、お諮りしま す。中元委員様に会長をお願いするということで、ご異議ありませんか。

(同意の拍手)

大久保課長 ありがとうございます。ご異議なしということで引き続き中元委員様が会長に選出されました。次に職務代理者の選出に入りたいと思います。それでは、職務代理者の推薦をお願いいたします。

委員 町議会議員の吉村委員さんにお願いしたいと思います。

大久保課長 ただいま吉村委員様を推薦するとのご発言がございましたので、お諮りしま す。吉村委員様に職務代理者をお願いするということで、ご異議ありませんか。

(同意の拍手)

大久保課長 ありがとうございます。ご異議なしということで吉村委員様が職務代理者に選出されました。それでは、次の事項に移らせていただきますが、ただいま会長さんが決まりましたので、協議会規則第3条第3項の「会長は会議の議長をつかさどる。」の規定に基づき、中元会長様に議長席に移動していただき、以降の議事進行をお願いいたしたいと存じます。中元会長様、議長席にお願いします。

議長 私が、前回に引き続き会長にということでご推薦をいただきまして、大変恐縮に存じます。皆様のご協力をいただきまして会長の責務を果たしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第5の「議事録署名委員の選任」について事務局の説明を求めます。

西村班長 運営協議会規則第7条に「署名委員は議長のほか、会議に出席した委員2人とし、会議のはじめに議長が指名する。」こととなっております。

議長 議長が指名することとなっているようですから、名簿番号 12 番の吉村委員さん、1 番の松岡委員さんにお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

次に次第の6、「会議の公開及び議事録について」を議題にしたいと思います。事務局の 説明を求めます。

西村班長 先ず、会議の公開につきまして、本協議会における審議は公開を原則とし、審議の内容により、予め会議の中で個人情報が取り上げられることが予想される場合におき

ましては、会長の判断で非公開にできることとしております。

次に、議事録の公開等につきましては、審議過程の透明性の向上を図るため、町のホームページ上で毎回公開しております。なお、議事録自体は、情報公開用に作成する署名入りのもののほか、ホームページで公開する一般公開用のものの二種類を作成しております。このうち、一般公開用の議事録につきましては、ご発言をいただいた委員さんの氏名など、個人が特定されないようにし、事前に各委員さんにご確認をいただいて、あらかじめご了承を得た上で公開いたしております。以上2点を、申し合わせ事項として、予め確認をさせていただければと存じますので、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今、事務局より会議の公開及び議事録について説明がございました。何かご質問はございませんでしょうか。

それでは、次第7の審議事項・諮問議案に入りたいと思います。「令和4年度周防大島町 国民健康保険事業特別会計予算原案(骨子案)について」を議題としたいと思います。 事務局の説明を求めます。

西村班長 それでは、先ず、資料の確認をさせていただきたいと思います。

予めお配りいたしました資料として会議次第と資料1、資料2、また、配席表をおいています。ございますでしょうか。

それでは、令和4年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算原案(骨子案)について、ご説明をいたします。会議次第の5ページから7ページに諮問の内容を添付しております。6ページは、国民健康保険事業特別会計予算を歳入歳出それぞれ27億1,250万1千円とし対前年度 \triangle 2.2%、6,097万2千円の減額予算となっています。7ページに縦長の内訳書を付けさせていただいております。資料1の1ページに、横長の内訳書に説明を書き加えたものをお示ししておりますが、こちらを見ていただきながら、ご説明をさせていただければと思います。

左側が歳入、右側が歳出になっております。

まず歳入についてですが、人口減の影響から、国民健康保険の被保険者数につきましても年々減少しています。保険給付の財源となる保険税につきましても、被保険者数の減少から、保険税の収入が下がりつつあります。また、保険給付に必要なお金は県が全額交付する仕組みとなっていますが、法定給付分のみを対象としており、山口県の場合、出産育児一時金と葬祭費については、任意給付分という位置付けになっていることから、それ以外の療養の給付費等について、交付されることとなっております。それが、歳入の中ほどにある、県支出金の保険給付費等交付金という項目になります。そちらの普通交付金が保険給付に要する額であり、これが、歳入のうち一番大きな額となり全体の約7割を占めています。また、普通交付金の下の項目にある特別交付金ですが、これは、市町村毎に、その実情に合わせて申請に基づき交付されるもので、例えば、本町の場合は、全体の医療費に占める精神疾患分の割合が比較的高く、特に入院分が多く、その医療費が保険財政を圧迫していることから、特別交付金を受けております。その他、一般会計から繰り入れるこ

ととされている法定の繰入金について、予算を計上しております。以上により歳入総額は 27 億 1,250 万 1 千円となっております。

引き続きまして、歳出について、ご説明申し上げます。まず総務費につきましては、国保事務の執行に要する人件費、物件費を計上しております。前年度と比べて、408万9千円の減額となっていますが、主に人件費の減と令和4年度はシステム改修がないための減となっております。

次に、保険給付費でございますが、こちらにつきましては、先ほど歳入のところでも申し上げましたが、被保険者数が減少していることにより、全体的に、保険給付費は減少ということになります。一人当たりの給付費は若干の上昇傾向にありますが、全体で、令和3年度に比べて5,713万4千円の減額見込となっています。なお、表の中に、法定給付、任意給付と枠囲みをしておりますが、こちらの法定給付の額が、先ほど申し上げた歳入の普通交付金として全額入る仕組みになっております。

続きまして、事業費納付金ですが、県において、本町が保険料等で負担すべき額を決定、 徴収することとなっておりまして、県算定額をそのまま計上することとされております。 令和4年度の予算原案と致しましては、6億13万7千円となり、こちらも被保険者数が減 少していることにより前年度と比較して741万3千円の減額となっています。この国保事 業費納付金ですが、一般と退職の2種類があり、また、医療給付費分と後期高齢者支援金 等分と介護納付金分の3種類の性質の納付金があります。なお、退職分を0千円としてお りますが、退職者医療制度につきましては、既に制度的に廃止され、退職被保険者は令和 元年度で0人となっていますので、令和4年度は0千円となっております。

引き続きまして、保健事業費でございます。被保険者の健康づくりに資する各種事業を 計上しておりまして、医療費通知やジェネリック医療品差額通知、糖尿病等の重症化予防 の事業費などを計上し、前年度より 52 万 4 千円の増額となっております。

次に、特定健診等事業費でございますが、全国的に健康維持・増進及び医療費の適正化に向け、国・県等におきまして、保険者のインセンティブを高めるよう、保険者の努力に対して交付金等を交付しており、保健事業の取組に力を入れ、重症化の予防や有病者の減少等を図ることとされているところでございます。

その保健事業の核となるのが、特定健診ということになりますが、40歳以上の国保の被保険者の方を対象に、生活習慣病に着目した健康診断を平成20年度から行っております。前年度と比較して特定健診の受診者見込人数の増加等により109万9千円の増額となっております。

次に、諸支出金がございますが、更に細かく分かれた項目の中に、保険給付費等交付金 償還金というものがございます。これは、令和3年度の年度末の支払、つまり令和4年2 月診療分の保険給付費については、概算請求額に基づき、保険給付費交付金を請求し、翌 年度、令和4年度において、過不足を精算するための、返還金を計上しております。

以上により歳出予算総額は、歳入と同額の27億1,250万1千円となります。

総予算額が前年度と比べて若干減少しておりますが、被保険者数の減少による保険給付 の減が主たる要因と捉えています。

最後に周防大島町の保健事業関係の事業概要について説明いたします。次のページをご 覧ください。

まず、保健事業費についてご説明いたします。早期介入保健指導事業として30代の国保被保険者について、特定健康診査と同じ内容の健診を実施し、必要に応じて保健指導等を実施する予定としています。若いうちから健診を受診する習慣を身に着けることで、生活習慣病予防を図り、また特定健診受診率の向上を図ることとしています。3番目のジェネリック医薬品差額通知の作成・発送ですが、重複・多剤服薬に係る事業です。重複・多剤服薬は健康被害を引き起こす危険性も大きくあります。レセプト情報の解析により対象者を抽出し、対象者への通知・個別訪問により、かかりつけ薬剤師の選択を促し、改善を図ることとしています。4番目の医療費分析ですが、レセプト情報をAIを用いたレセプト解析の実施を予定しております。7番目の糖尿病重症化予防事業では、人工透析導入の防止や遅らせたりすることを目的として、管理栄養士等による支援を行う予定としています。

保健事業は医療費の適正化と被保険者の健康保持・増進とが一体となった事業です。全国的にも保健事業の強化が加速されており、事業の多くが補助対象事業となっています。 周防大島町として、現状をしっかり分析し、より効果的な保健事業の実施を目指しております。

次に、特定健康診査等事業費についてご説明いたします。こちらの事業は、40歳以上の被保険者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した健診を実施する特定健康診査と、健診結果に基づきその該当者及び予備軍に対して、保健師等が生活改善の支援を行う特定保健指導を実施しています。しかしながら周防大島町は県内でも健診受診率・保健指導実施率が低く、取組状況に応じて交付金が交付される保険者努力支援制度においても大きくマイナス評点となっています。受診率向上対策として例年受診勧奨を実施しておりますが、それに加え昨年度より2つの対策を実施しております。1つ目が「みなし健診」の強化です。みなし健診とは、特定健診未受診者で、医療機関において特定健康診査相当の診療を受けている方を対象に、検査値等の診療情報について情報提供を受け把握することにより、特定健診を受診したとみなすものです。。もう一つは、若年層の受診促進のため集団健診のWEB予約を実施しています。なお、集団健診の予約については、WEB予約のみに限るものではなく、毎年4月に実施している紙ベースでの意向調査も継続して実施いたします。

端折って説明しましたが予算の骨子についての説明を終わらせていただきます。 引き続き税関係の説明に入らせていただきます。

中村課長 続きまして私の方で、参考資料2を使いまして、令和4年度国民健康保険税当 初予算の税務課所管分について、簡単にご説明させていただきます。まず1ページ目お願い いたします。1ページ目には、上の段になりますけど、国保税の税率表を載せております。 令和4年度における、国民健康保険の税率は、令和3年度と変更はございません。医療分と

しては、均等割2万7,400円、平等割2万5,800円、所得割8.9%。支援分として、均等割8,900 円、平等割8,900円、所得割、3.1%。介護分といたしまして、均等割9,300円、平等割7,000 円。所得割2.9%という税率で税額を算出しております。続きまして1ページの右下のとこ ろに、令和4年度改正案についてというのがございますのでご覧ください。令和4年度の賦 課限度額を全体で3万円引き上げる予定となっております。医療分が2万円引き上げで65万 円。支援分が1万円引き上げて20万円。介護分は変更なしで17万円、合計で102万円となり ます。保険税軽減判定基準額につきましては、令和4年度においては変更の予定はありませ ん。また令和3年第2回の運営協議会でお知らせしておりましたが、子育て世帯の経済的負 担軽減の観点から、子どもの均等割を軽減し公費で支援する制度につきましては、周防大 島町の国民健康保険税条例の改正を12月に行っております。この改正は、令和4年4月施行 となっており、令和4年度から税額に反映されることになっております。続きまして、2ペ ージをお願いいたします。左上の令和4年の大島町国民健康保険税予算資料等の中で2重の 四角で囲んであるところの一番下の合計のところを見ていただけたらと思います。当初予 算額につきましては、3億8, 429万9千円を計上しております。これは対前年度680万6千円の 減となっており、増減率では、1.74%の減となっております。この度の当初予算の主な減 額要因といたしましては、そのすぐ下の表の二重の四角で囲んであるところを見ていただ きたいんですが、被保険者の世帯数が3,001世帯で対前年度129世帯の減で、被保険者数は 4,390人で、対前年度233人の減による影響が大きいものと考えております。次に、2ペー ジ目の、右側の表なんですが、これは本町の平成28年度からの国保税税率改正の推移を載 せておりますので、ご参考にしていただけたらと思います。続きまして、3ページをお願い いたします。こちらには県内市町国保税表を載せております。カッコ表示につきましては、 令和2年度に税率改正を行った市町を表示しております。また、この表は現時点での税率表 などで、今後改正があるかもしれないということをご了承いただければと思います。以上 で、令和4年度の国民健康保険税当初予算の税関係の説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。このことにつきまして、何か質問がございませんでしょうか。 **委員** 予算原案ですけども、この説明を見ますと、やっぱり被保険者数の人数が減っていくもんですから、それにつられて、全部を割ってみたんですけど 1.5%から 2.8%ぐらいの間で、平均的に 2.2%ダウンしているということで、ということは、人数の関係でこういう形になったというとらえ方でいいですか。

西村班長 はい。被保険者の人数が減ることにより、保険給付費が下がること、また、保険税等を下がることにより、全体的に予算が減少してるということになってると思います。 **委員** そういうとらえ方でいいわけですね。それともう一つですね。総務費の中の、徴税費なんですけども、これは3年度と比べて4年度の大体1.75倍ぐらいの率で高くなってるんですけれども、これ、どういう形で、税を徴収していくんでしょうかね。今年、何か手があって、こうやれば収納率が高くなるという方法か何かあるんですか。

中村課長 これについては、先ほど説明した子供の均等割の軽減を公費で支援する制度に

つきまして、それをするために、システムの改修が必要であるよということでその辺の支 出でございます。ただこれは、多分特別交付金だろうと思うんですが、そっちの方で、国 の方が補填するというふうに聞いております。ですので、財源は国保税ではないというこ とになります。

委員 わかりました。そのように理解させていただきます。他の人がまだいますんで、ほかの人から質問をしていただきたいと思いますけど。

議長 ありがとうございました。他に質問はよろしゅうございましょうか。

委員 3ページ目の周防大島町の国保税率は先ほど説明をいただいんですけど市町別で見 ますと、周防大島町の医療割合だとか、支援割合っていうのは、平均のレベルよりもなん で高いんでしょうか。この高さというのは、何をもってこれあらわされてるでしょかね。 **中村課長** 基本的にはですね、周防大島町で、国民健康保険の事業をやろうというときに、 運営費としてどれだけかかってくるかというのと、あとそれをするにあたって、保険税を 幾ら必要であるよということから算出するだろうと思うんですけど。今は、周防大島町と しては、このぐらい必要、このぐらいの率で取らないと、その辺の予算的なバランスが取 れないということであります。これってやっぱり医療にかかる方が多いっていうことがや はり原因の一つと思います。なので保険料に、対して、医療にかかる人が多くなるとどう しても保険料を上げていかないといけないという、その辺のバランスを考えた上で健全な 国保運営ができるように、黒字を継続しバランスの取れた運用していくにはこのぐらい必 要であるよということであるということになります。ただあまりにも黒字が膨らんでくる ようであれば、また、いつの段階からですね、見直しをするっていう考え方もあると思う んですが、先ほどちょっと健康増進課の方、説明したと思うんですが、今後、被保険者数 が減るけど、医療費が増えてくるよっていう、バランスが、どんどん崩れていくとですね、 今のうちに、基金を貯めておかないとということもあってですね、ちょっと他の市町より 高目かなと私思いますが、これで、ご了承いただければと思います。

委員 わかりました。どうもありがとうございます。

議長 他に質問がないようでしたら、諮問議案の令和4年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算原案については、諮問の通りだとすることでご異議はございませんでしょうか。それでは、諮問のとおり原案とすることを相当と認めます。事務局におきましては、その旨答申書を作成してください。後日町長に対し答申書を提出させていただきたいと思います。最後にその他の報告事項について事務局の方でないですか。1時間ばかりで今日は済まささせていただきましたが、でも、大変熱心にご審議賜りまして本当にありがとうございました。皆さんのご協力をいただきまして、予定された議事等はすべて終えることができました。これにて、令和4年第1回周防大島町国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。大変お疲れ様でした。ありがとうございました。